

令和6年度事業計画

I 畜産経営の安定と技術の向上に係る支援及び畜産への理解醸成を図る事業

1 畜産経営を支援する事業

(1) 畜産経営指導体制円滑化推進事業（補助：茨城県、継続）

公益

その他

ア 畜産経営改善技術指導事業

畜産コンサルタント職員等を中心とした効率的で横断的な経営指導体制を強化し、経営感覚に優れた畜産経営体を育成・支援する。

イ 畜産経営指導体制円滑化事業

家畜の改良に関する調査指導や研修会の開催、登記・登録の推進により高品質化と一層のコスト低減を推進するとともに、経営安定対策事業事務の円滑な実施に向けた生産者支援を行うことで、経営の安定化を図る。

ウ 畜産協会組織強化事業

畜産情勢の変化に迅速に対応するため、常勤役員及び畜産アドバイザーを設置し、県や関係機関との連携を強化する。

(2) 地域畜産総合支援体制整備事業（受託：茨城県、継続）

公益

県総合計画に基づく儲かる経営体の育成を重点的に推進するため、個別経営指導の実施や、それらに対応する指導者の育成を実施する。

ア 事業推進検討会の開催

対象農家の選定や支援内容の検討など、県関係機関との具体的な調整を行う検討会を開催する。

イ 畜産経営指導者育成セミナーの開催

畜産農家に対する生産技術・経営管理の両面から支援指導できる人材を育成するためのセミナーを開催する。

ウ 個別経営指導の実施

事業推進検討会において選定した経営体について、外部専門家等を活用した経営分析・指導支援を行う。

エ 畜産関係の情報提供及び指導用機器の整備

畜産経営に関する情報提供と経営支援のための機器整備を行う。

(3) 畜産特別資金等推進指導事業（補助：中央畜産会、継続）

その他

畜産特別資金等の借受者の資金借入計画及び計画達成のための経営改善指導等を行う。

ア 県支援推進協議会の開催

推進協議会等を開催し、借受者に対する重点指導事項等の検討を行う。

- (4) 貸付事業指導等事業（受託：畜産近代化リース協会、継続）

その他

貸付機械施設の確認と効率的な利用を図るため、利用者に対する調査指導を実施する。

2 畜産技術の向上や生産基盤の整備を図る事業

- (1) 良質堆肥広域流通促進事業（補助：茨城県、継続）

公益

畜産農家と耕種農家の連携を強化し、堆肥生産・利用双方の情報収集・交流を進め、良質堆肥の生産及び広域流通を推進することにより、資源循環型農業を促進し農畜産業の安定的発展を図る。

ア 堆肥利用集団の組織化支援・広域流通促進

ア) 堆肥コーディネーターを設置し、堆肥の需給情報を収集することにより堆肥の流通利用の促進を図る。

イ) 良質堆肥の生産及び適正利用を図るため講習会を開催する。

ウ) 堆肥の広域流通を促進するため、堆肥生産者リストを作成し、耕種農家に堆肥生産者の情報を提供する。

エ) 県やＪＡ等の協力を得て、堆肥需要調査を実施すると共に特殊肥料届出を推進する。

- (2) 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業

（補助：農畜産業振興機構、継続）

公益

肉用牛の生産基盤を強化するため、遺伝的多様性に配慮した肉用牛農家が行う優良繁殖雌牛の導入及び増頭に資する簡易牛舎等の整備を支援する。

- (3) 銘柄畜産物ブランド支援事業（補助：茨城県、継続）

公益

（受託：常陸牛振興協会、継続）

その他

ア 県産銘柄豚

県内養豚農家の種豚の能力向上を推進するため、県養豚研究所で造成された系統豚「ローズD-1」による種豚の更新に対し助成する。

イ 常陸牛

本県銘柄牛、常陸牛の輸出促進とブランド力強化を図るため、インターネット等を活用した情報発信、及び輸出国別にプロモーション活動を実施する。

- (4) 畜産共進会開催事業（補助：茨城県、継続）

その他

家畜の改良増殖を促進するため、広域的な共進会について、開催経費の一部を助成する。

- (5) 繁殖雌牛整備推進事業（受託：茨城県、継続）

その他

肉用牛繁殖農家に対し育種価分析データ等に基づく育種改良指導を実施し、優良繁殖雌牛群の整備を推進する。

(6) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）

（受託：中央畜産会、継続）

その他

畜産クラスター事業のうち機械導入事業について、円滑な実施を図るため、事業参加要望書・申請書等の取りまとめ及び県や全国団体との連絡調整等を行う。

(7) 畜産経営体生産性向上対策事業（ICT 事業）

（受託：中央畜産会、継続）

その他

地域畜産の労働負担軽減に資する省力化機械装置の導入を推進するうえで、事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催、推進指導、調査及び取りまとめ等を行う。

(8) 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（楽酪GO事業）

（受託：中央畜産会、継続）

その他

県内の楽酪応援会議が地域酪農の労働負担軽減に資する省力化機械装置の導入と一体的に施設を整備する事業の円滑な推進を図るため、普及推進及び事業推進に係る指導・調査、取りまとめ等を行う。

(9) 養豚経営安定対策補完事業（補助：農畜産業振興機構、継続）

その他

産子数の向上や配合飼料の節減など生産コストの低減を図るため、一代雑種雌豚の導入に要する経費の一部を補助する。

(10) 自給飼料研修会事業（受託：茨城県、継続）

その他

飼料自給率向上を図るため、外部講師を招いた研修会を開催し、優れた自給飼料生産技術の向上を図る。

(11) ブランド豚肉生産拡大事業（受託：茨城県、継続）

その他

茨城県が造成したデュロック種系統豚ローズ D-1 を活用した新たな銘柄豚「常陸の輝き」について、生産拡大や品質の安定化、流通・販売の円滑化を図るため、専門職員を設置し銘柄推進組織の運営や販売 PR 活動を行う。

ア 常陸の輝き推進協議会を開催し、事業計画及び生産基準の検討を行う。

イ 生産対策

飼養（生産基準）管理の徹底及び生産を拡大するため、全生産者の肉質分析及び食味評価をし、巡回指導や新たな生産者に対し説明会・個別訪問を実施する。

ウ 流通・販売 PR 対策

銘柄証明書の発行、販路開拓のための商談会、店舗巡回及び各種イベント、キャンペーン等で PR を実施する。

(12) 地域畜産支援指導事業（受託：中央畜産会、継続）

その他

県内生産者等からの各種相談に対応するため、当協会職員のスキルアップを図るとともに経営相談窓口を設置する。

(13) 家畜登録推進事業（単独：継続）

その他

ア 県、市町村及び関係団体の協力を得て種豚登録、子豚登記を積極的に実施するとともに系統豚の認定規定に関する証明を行う。

イ 県内の養豚生産基盤の強化を図るため、県有種豚精液の供給を行う。

(14) 畜産振興対策事業（単独：継続）

その他

県及び国等に対する畜産行政施策の要請活動、共進会等への協力や支援及びその他畜産振興・活性化に係る事業を行う。

ア 畜政活動

県内の畜産関係団体及び中央畜産会等との連携を図りながら、畜産行政施策に係る提言や要請活動を行う。

イ 共進会支援

各市町村及び畜産関係団体が開催する各種共進会等に支援する。

ウ 事業円滑化推進

円滑な事業推進を図るため、関係機関及び畜産関係団体との調整・協議を行う。

エ ホームページ・イベント等での情報提供及び宣伝

畜産に関する各種情報の発信及びイベント等での宣伝活動

(15) 畜産大賞選定事業（単独：継続）

その他

本県の畜産振興に特に貢献のあった個人、又は団体を選定し、定時総会にあわせて表彰する。

(16) 優良繁殖雌牛更新加速化事業（受託：全国事業実施主体、新規）

その他

畜産クラスター計画に基づき、高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新する推進業務を行う。

(17) 畜産経営災害総合対策緊急支援事業（補助：農畜産業振興機構、継続）

その他

台風等による被災農業者等の経営安定を図るため、損壊した畜舎・飼養管理機械等の補改修の取組支援をする。

3 畜産の理解醸成を図る事業

(1) 畜産振興補助事業（補助：地方競馬全国協会、継続）（単独：継続）

公益

畜産農家に対する経営支援及び後継者育成等を通して畜産経営の安定化を図るとともに、県産畜産物のPR活動等により、消費者に対する畜産への理解醸成と馬事普及啓発を推進する。

ア 畜産経営の支援体制の強化を図る事業

コンサル事業を中心に、生産基盤を持続的・安定的に支える担い手を育成、確保する支援指導体制強化を図る。

イ 地域畜産の活性化、安全かつ安定的な食の提供に資するための事業

県産畜産物に対する理解促進・普及啓発活動と、畜産関連公益活動体制強化を図る。

ウ 馬事普及啓発の推進体制の強化を図る事業

畜産フェア等を通じた、馬事普及啓発推進体制の強化を図る。

(2) 畜産ふれあい体験事業（協会単独、継続）

公益

多数の消費者向けの畜産・畜産物に係る体験行事等、理解醸成を図る。

II 家畜・畜産物の衛生対策を支援する事業

1 防疫体制の整備を図る事業

(1) 自衛防疫強化総合対策事業（補助：茨城県、継続）

公益

（単独：継続）

自衛防疫に係る取組みを円滑に実施するため、地域単位での自衛防疫推進会議を開催するとともに、家畜衛生に関する資料の作成及び情報提供による衛生知識の普及向上を図る。

(2) 地域自衛防疫推進事業（単独：継続）

公益

各市町村における、家畜伝染病等の組織的な対応が必要な疾病の発生防止対策を推進し、地域自衛防疫体制の一層の充実を図る。

(3) 家畜防疫互助基金支援事業（受託：中央畜産会、継続）

公益

CSF（豚熱）や口蹄疫等の発生による畜産経営への影響を緩和するための基金事業に加入する生産者との契約、並びに同事業に係る周知・推進を行う。

(4) 獣医師養成確保修学資金給付事業（補助：農林水産省、継続）

公益

（負担金：茨城県、継続）

修学資金の5割を負担する共同負担者を募り、学生への修学資金を給付する。

(5) 馬飼養衛生管理特別対策事業（補助：中央畜産会、継続）

その他

地域における馬飼養衛生管理体制の整備を図るため、馬飼養者等を対象に地域馬獣医療実態調査や地方講習会を開催する。

(6) 家畜防疫・衛生指導対策事業（補助：中央畜産会、継続）

その他

ア 地域自衛防疫活動推進対策

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の発生時に、迅速かつ的確な防疫措置が講じられるよう、各地域において農場での初動防疫体制の充実・強化を図るため、防疫演習を実施する。

イ 慢性感染症清浄化支援対策

牛伝染性リンパ腫の清浄化に向け、拡大防止対策の検討及び実証支援等を行う。

ウ 農場 HACCP 認証普及推進支援対策

農場 HACCP 認証構築を実施する農場、認証取得後のフォローアップ指導を受ける農場に対し、指導技術者の指導料等の助成、スケジュール調整等を行う。

また、家畜飼養者に対し農場 HACCP 認証取得の取組促進を図るため周知活動を行う。

(7) 地域養豚生産衛生向上対策支援事業（補助：中央畜産会、継続）

その他

養豚生産性を著しく阻害する疾病の発生低減・清浄化対策の計画を立案し、実行、管理する。また、地域における関係機関や団体等との連携を密にし、疾病の発生・まん延を防止し生産性の向上を図る。

2 家畜の疾病予防対策を推進する事業

(1) 家畜生産農場衛生対策事業（補助：農林水産省、継続）

公益

ア 疾病清浄化支援対策（牛疾病の取組）

牛飼養農場がヨーネ病、牛伝染性リンパ腫及び牛ウイルス性下痢や地域で課題となっている疾病のまん延防止及び早期清浄化を図るために行う自主検査や自主とう汰の取り組みを支援する。

イ 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策

生産者による飼養衛生管理の向上のため、自主的に民間獣医師等による衛生指導を受けるための取組、吸血昆虫が媒介するアカバネ病の予防のための組織的なワクチン接種の取組を支援する。

(2) 伝染性疾病発生予防事業（単独：継続）

公益

ア 牛及び豚の伝染性疾病発生予防のため、アカバネ病、イバラキ病、牛クロストリジウム感染症、牛伝染性鼻気管炎及びオーエスキー病の予防接種を実施する。

イ 特定家畜伝染病（口蹄疫、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等）発生時に、防疫措置に協力する団体等の防疫場所への移動及び防疫作業での怪我に対応するため傷害保険加入を行う。

(3) 馬伝染性疾病防疫推進対策事業（補助：中央畜産会、継続）

その他

乗用馬等を対象とした馬インフルエンザ、馬鼻肺炎の予防接種に助成する。

(4) 育成馬等予防接種推進事業（補助：中央畜産会、継続）

その他

馬生産育成地において、競争馬の安定的生産を図るため、競馬場入厩前の育成馬の予防接種に助成する。

(5) 経口ワクチン散布技術効率化事業

（受託：茨城県 CSF 感染拡大防止対策協議会、継続）

その他

豚熱ウイルスの野生イノシシへの感染拡大を防止するため、野生イノシシ生息圏に年2回（春期と秋冬期）豚熱経口ワクチンを散布する。

(6) 豚熱ワクチン接種事業（単独、継続）

その他

豚熱の発生を予防するため、協会指定獣医師による豚熱ワクチン接種、登録飼養衛生管理者への指示を行う。

3 畜産物の安全性を確保する事業

(1) 牛疾病検査円滑化推進対策事業（補助：農林水産省、継続）

公益

（死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業）

歩行困難や起立不能などの症状から、BSE を否定できない死亡牛の検査費を助成する。

Ⅲ 家畜・畜産物の価格補償を行う事業

1 子牛等の家畜販売に係る価格補償を行う事業

(1) 肉用子牛生産者補給金交付事業（補助：農畜産業振興機構、継続）（助成：茨城県、継続）

（積立金：生産者、継続）

公益

肉用子牛農家の経営安定を図るため、肉用子牛生産者補給金制度に基づき、肉用子牛生産者補給金交付事業を効率的に実施する。

ア 肉用子牛生産者補給交付金交付事業

イ 肉用子牛生産者積立助成事業

肉用子牛生産者補給金の財源として、協会が積み立てる生産者積立金について、その一部に充てるための助成を受ける。

農畜産業振興機構助成金：生産者積立金の2分の1以内

茨城県助成金：生産者積立金の4分の1以内

(2) 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

（補助：農畜産業振興機構、継続）

公益

補給金制度の適正な実施を図るための調査・指導、肉用子牛取引情報の収集をするとともに、協会の運営体制の強化等を図る。

ア 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

肉用子牛生産者補給金制度に係る事業執行を的確に実施するため、統一電算システムを利用して肉用子牛に係る一連の事務と、家畜市場における肉用子牛の取引情報の収集及び報告を行う。併せて、事務委託先及び契約生産者との事務手続き等についての点検、調査及び指導を実施し、業務の的確で迅速な処理体制を整備強化する。

イ 指定協会運営体制支援事業

肉用子牛生産者補給金制度を円滑に推進するため、協会の運営体制の強化を図る。

(3) 肉用子牛生産者補給金交付事業事務（単独：継続）

公益

肉用子牛生産者補給金交付事業を実施するための事務を行う。

2 枝肉等の畜産物に係る価格補償を行う事業

(1) 肉用牛肥育経営安定交付金制度 (3/4 交付金：農畜産業振興機構、継続)

(1/4 積立金：生産者、継続)

公益

枝肉価格及び素畜価格の変動により、肥育牛 1 頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の 9 割を生産者に対し交付する。

(2) 肉用牛肥育経営安定交付金制度業務

(受託：農畜産業振興機構、継続)

公益

交付金の交付を円滑に行うため、契約者や事務委託先等の指導や必要な事務処理を行う。

(3) 肉用牛肥育経営安定交付金制度事務 (単独：継続)

公益

肉用牛肥育経営安定交付金制度を実施するための事務を行う。

(4) 肉豚経営安定交付金制度申請等事務 (単独：継続)

その他

肉豚生産者の依頼を受け、肉豚経営安定交付金制度に係る事務等を代行する。